

掛川市告示第56号

公印を新調し、及び廃止したので、掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）第7条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月6日

掛川市長 松井三郎

1 新調した公印

種類	名称	印影	使用開始の期日
職印（部長印）	掛川市上下水道部長之印	<略>	平成30年4月1日
職印（課長印）	掛川市下水道課長之印	<略>	平成30年4月1日

2 廃止した公印

種類	名称	印影	廃止の期日
職印（課長印）	掛川市下水整備課長之印	<略>	平成30年4月1日